2016.07.26 選挙市民審議会第 3 部門第 5 回会議議事録

日時：2016 年 7 月２６日（火）14：05～16：10
場所：衆議院議員会館第 2 会議室
出席審議委員：三木由希子（共同代表）、大山礼子、桔川純子
欠席審議委員：太田啓子、北川正恭
陪席審議委員：太田光征・桂協助・小林五十鈴（第 2 部門）
市民傍聴：2 名
とりプロ事務局：城倉啓（事務局長）、岡村千鶴子（実務者）、岡本達思、富山達夫
書記：岡村千鶴子、吉野健太郎

桔川純子：皆さんお忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。これから選挙市民審議会第 3 部門の審議会を始めさせていただきます。最初に、三木代表からご挨拶をお願いいたします。
三木由希子：皆さんお疲れ様です。挨拶というより、せっかく皆さんに時間を割いて集まっていただいているということもあるので、そもそも、ここで何を目指して議論していくのか、という点で一定の合意がないと議論が進みにくいなということを、この間感じているところがありますので、最初に私が認識している現状を念頭にメモを作成しましたので、挨拶というよりは、皆さんにお考えいただきたい、ご検討いただきたいことをお話ししたいと思います。

大山先生からもメールでお話しがありましたが、結局は何を目指して議論するのかというところで、大きな意味では共有はされているんだろうという認識ではいるんですが、具体的な議論になった時に、共通基盤がなかなか見出せないなというところで、議論が前に進んで行かないかなと思っています。

目指すべきものというのは、一つは選挙のあり方というものだと思うんですね。ここは特に地方議会というものを中心に選挙制度のあり方を今検討しているという状況であります。選挙制度のあり方という前提で考えると、色々な課題があるのは確かで、1 票の格差の問題もそうですし、死票問題もありますし、それからそもそも政治って選挙もそうですけれどもある種の多数派形成をした人に正統性を与えるという仕組みになっているということを考えると、多数派というものが一体どういうものだと理解されているのかとか、或いはその結果与えられる正統性というものをどういう基盤で考えるかとか、あと選挙で終わりとか選挙がすべてという話ではなくて、実際に選挙後にある政治が社会を動かしているということなんですよね。選挙はその動かす基盤になっている政治家とか、議会というものを生み出すプロセスであるということなので、選挙制度としてどうかということと、その先にどういう政治があるべきなのかとか、どういう政治システム・政治というものを期待するのかということで、選挙のあり方そのものの議論の積み重ね方も少し変わってくるのかなと思っています。なので、何を目指す選挙制度なのかという点での共有は大きな意味ではされているけれども、個別具体的な議論になると少しずれているように感じることがあります。但し、この問題については、選挙というものが一体どういうものであるべきかという議論になってくるので、ここについてはここの第 3 部門でこうあるべきだと言っても、実は国政については第 2 部門で検討しているという状態にあるので、ここだけで結論を出してこうしましょうということはなかなか言いにくい、というところで第 2 部門との合同会議ということもこの先予定をするということに一応なっております。なので、ここについてはこういう現状認識としてはありますねという確認以上のことはなかなかできないんですが。ぜひこの点についても、皆さんのご意見がありましたら、今日もこの場で議論していけばいいと思っています。

もう一つは、アウトプットをどう考えるかということだと思うんですね。これも大山先生からご意見いただい

ているところなんですけれども。実現性を全く無視したあるべき論をとにかく議論すればいいという話なのかということですね。この審議会そのものには、いわゆる「正統性」レジティマシーはない訳ですので、これは実現しようとすると、現実の政治の世界との関係になってくると、具体的には国会との関係になってくると、その時に実現性は関係なく、とにかくべきだ論だけで議論して、何かアウトプットを出せばそれで足りるという話になってくるのかというところで、多分イメージ図が少し違うかなと思っています。それから、誰に理解してもらいたいアウトプットにするのかというのも、これも実はべき論との関係で重要になってくるかなと思います。一部の関心層とか共通言語とか専門用語がわかる人にさえわかってもらえればいいという話なのか。それとも、選挙制度に詳しくない人も含めて、みんなから理解をし、共感してもらえるものをアウトプットとして出すのか。というところは、全然意味が変わってくる。市民の立場から言わせていただくとですね、少なくとも私たちにレジティマシーがない以上は、多くの人に理解して共感してもらうものとか、或いは政策当事者が細かく細かくとはいかなくても、直感的にこれはこの論点がいいと思ってもらえるようなものを作っていかないと、実質現実の政治は動いていかないというところがあって、それをどう作るかというのが実は市民社会側の大きな課題であるというのは、これは常にそうな訳ですね。なので誰に理解してもらいたいものとしてアウトプット出すのかということは、とても大事な視点になってくるということで。今日、大山先生からも資料出していただきましたけれども、普通の人はですね、今の選挙制度が一体何て呼ばれているとかですね、単記移譲式投票とか言われてもですね、みんなピンとこないですよね。多数を取った人が通る仕組みっていう理解はされているけれども、それがどういう名前で政治システムの中とか、政治学の中で呼ばれるかなんていうことは、当然みんな知らないというところであるわけですね。比例代表とか、非拘束くらいまではわかったり、拘束っていうのはわかったとしても、じゃあそれ以外の細かい選挙制度となった時に広くいろいろな人に理解してもらえるような議論にするのは、双方の学習が結構必要であるという状況もあるということなので。アウトプットをどういう風にしていくのかということも非常に大事な問題ではあります。ここについては、代表者会議のときに中間答申の方向性の形で、事務局の方からこんなフォーマットというかテンプレートどうでしょうという提案がありましたけれども、それでテンプレートに当てはめるにしても、ここととしてどういうアウトプットを出していくということは、よく考える必要があると思います。

それから、これはべき論と関係するんですけれども、変えたいことと、変えられることと、変えられそうなことというのは、微妙に違うんですよね。だから、こういうグラデーションの中でどの辺を目指すのかということが誰に対して出すアウトプットなのかということと繋がっていく話ではある。というところで、この辺になってくると、議論の整理の仕方とかですね、どの辺を着地点として目指すのかというようなことの共有がないと、なかなか一致が難しいというか合意が難しいなと思っています。それから、何を課題として提示するのかというところで、課題認識としてこういう課題がありますというところは、アウトプットの段階ではきちんと説得力を持ったものにしていく必要は最低限あるということです。ここは、技術的に細かくなり過ぎないような課題提示というものを、最低限アウトプットの段階では目指す必要があるのじゃないかということで。

何を目指すべきかというところで、私なりに問題意識はここの中ではありますけれども。是非皆さんからも、他に何かあれば、あるいはここは違うのではないかということがあれば言っていただきたいということと、アウトプットに関しては、多分ここだけではなくて、他とのイメージのすり合わせみたいなものも、どこかでお互いの形が出てきた段階でするのか、それともそれぞれの方針に基づいてやるのかということでは、もう少しバリエーションが出てくるのかなとも思っています。

地方選挙に関しての議論をここでは今現在しているので、お話をするとですね。この間の皆さんの話をお聞きしながら、いただいている資料を見ながら、全体の課題として政党の役割とか位置づけというものについては、あまり共有されているものが少ないというか、ないなというところがあって。政党の役割とか位置づけは、非常

に重要だと私自身は思っているんですけども。これは地方議会の問題だけではなくて、国政にかかわる問題でありますし。それから、城倉さんからはあとあと政党助成法についてやってほしいとおっしゃられているんですけれども、その議論をするためにも、この部分についての共通認識がないとその議論はとてもできないので、そういう意味では、ここの部門で議論をすると言うだけではない問題がおそらくあるだろうと。

それから、政党と政治グループというのは少し違うものとしてこの間議論として出ているんですけれども、ここについてもお互いにイメージしているものがあるという以上のものに、なかなかなっていなくて。これは都道府県議会選挙、市町村議会選挙の議論を通じて、少し共通認識の理解に進めばいいのかなという風に今思っています。

候補者が選定されるプロセスみたいなものも、政党との関係で言うと、この間課題になってくる全体のポイントなのかなと思っています。無所属の方は自分で出たいということで出られる、ただし政治家はあくまで多数派形成というのが、当選するためにも必要ですし、議会で意味ある仕事をしようとすると、すべての場面ではないにしろ必ず出てくるといったときに、自らやりたいという方の立候補を阻害する要因は除いた方がいいけれども、じゃあその候補者が果たしてどういう人なのかということも含めて、候補者が出てくるプロセスみたいなもので、政党の役割というのが今非常に軽んじられている。という中で、つまり政治が責任を引き受けるという観点から見ると、大きな全体の課題になってくるかなという風には考えています。

都道府県議会選挙に関して言うと、現状については単記非移譲式投票ということで。小選挙区、中選挙区、或いは大選挙区的なものが混ざっているということが現状であるということについては誰も異論がなく、事実であるということだと思うんですね。課題として、この間大山先生にもご提示いただいているのは、複数の選挙制度が混在しているということ、選挙区割りが非常に事実上困難、今のような選挙区割りがかなり限界に来ている、多分とっくに限界を超えているというふうに思っていて、その結果、一部は過剰代表状態にあると。それから、実際の関与と実態のずれが、特に政令市と都道府県の関係ではあるということで。

それに対する改革案という形で大山先生から、拘束名簿比例代表制ということで、区域に関しては全域か選挙区を設けるかという選択肢がありますねということで、ご提案いただいていると。太田さんからペーパーでいただいたのは、中選挙区比例代表併用制ということで、私も十分に理解しきれているとは言いにくいですけれども、あとは単記移譲式というので柴崎さんがペーパーを出していただいて提案をいただいているということです。いずれにしても課題が何なのかということと改革案が一致しているということが大事なので、太田さんと柴崎さんから頂いているものに関しては、課題と改革についてがどういう関係にあるのかというところが、私もまだ理解できていないところがありまして。なので、議論をする時には必ず課題と改革というのがどういう接点で結びついて、どういう政治のあり方として実際の政治の場面に影響していくのかと、そこの想定をしながら、最低限議論をするということを、ここの基本的な議論の前提に是非していただきたいなというのが、私のお願いでもあります。大山先生は、そういう形で今ご提案をいただいているので、そこの前提で課題認識が違うから答えが違うという話なのか、それとも課題としての優先順位が違うからこういう話になっているのか、そこがないとですね、何を優先的に選択をして最終的なアウトプットを取るのかという選択すらできないという、そこもなかなか難しいということになってしまうので。そこを最低限の前提にしていただきたいなという風に思っています。

市町村議会選挙は、前回、大山先生から 2 月にご報告いただいたレジュメがなかったので、念のために載せていたというだけなので、一応以上で私の話は終わりにしたいと思います。大山先生の話に移っていただくんですけれども、この時点で、もしいろいろなご意見があれば、この段階で出していただいた方がいいと思いますので、もしあればぜひお願いします

桔川純子：ありがとうございました。今、三木さんからお話いただいた内容ですけれども、ご意見をお願いいたします。事務局から何かありますか。

城倉啓：資料の説明ですが。先ほど三木さんから言われた、大山さんの２月１日に出されたものを裏表刷りにして出しております。同じ内容ですので。それと、太田光征さんの案もＡ4 一枚で印刷してあります。柴崎さんのご提案も 6 ページ立てで配付しております。一番最後に単記移譲式のことがあり、前半部分は制限連記式についてのご批判、これが今言われたところと関係があるものです。それと、工程表という資料も出しております。先ほど第 2 部門との合同のことはおっしゃられたのですが、それがどこで実現するかというところは今後のご相談です。今のところわかっているところで全体審議会などを入れ込んだ新しいものです。中間答申という話がありましたけれども、10 月の審議会で、部門としての決議をしたいと思っておりますので、このようなお尻から見ていただいてというところですね。大体私からは資料の説明は以上です。

桔川純子：工程表に即して動いていくという感じなのかも知れないですけれども。このことと関係があると思うんですけれども、今三木さんがお話いただいたことは。何かご意見等はいかがですか。

何を共有して、何を目指してという。私個人的には、なかなかその辺が、何をどういう風に目指すのかみたいなことは、わかりにくかったかなということはあるので、今三木さんお話しいただいたようなことで少しすっきりしたという感じはあるんですけれども。よろしいですか。それでは、前回に引き続き大山先生からご報告をお願いいたします。

大山礼子：それでは、私もちょっと確認したいことがあるんですけれども。大体三木代表がおっしゃってくださったことで重なりますけど。私は、アウトプットについては、前に城倉さんが法案を出すのにどうしたらいいですかっていうお話をいただいたので、法案・要綱ぐらいは作って、あわよくば国会議員に提出してもらって、国会で通してもらうというのが最終目標なのかなと思ったんですけど、それでいいんですか。

城倉啓：その通りです。とりプロ全体といたしましては、いわゆる市民立法でございますが、議員と協力して、超党派の議員連盟を作って、各課題ごとに出すというようなことです。

大山礼子：では、大体私が考えたようなことでいいのかなと思うんですが。そうしますと、やっぱり国会議員がわかるものじゃないとダメなんですよね。こんなのわかんないって言われるとどうにもならないので。やはり今の制度から発想しますので、今の制度でここがおかしいじゃないですか、こここうしませんか、みたいな話じゃないと、なかなか乗ってこないと思います。ですから、私が提案したのも、まっさらな状態でこれが理想だと言うつもりは毛頭なく、なんとか理解してもらえる程度のことを目指していたつもりです。いろいろご意見いただいて、ペーパーもいただいたんですけれども、柴崎さんがお書きになっていること、目指していることはそんなに違わないかなと思います。それともう一つ、太田さんのご意見も含めて気になるのは、割合に選挙区作るというのを簡単だと思っていらっしゃいませんか、みなさん。選挙区作るのって、すごく大変なんですよ。それで、ゲリマンダーになってはいけないという大前提がありますので。だけれども、地縁を無視して勝手にこうバッサリ縦に切るとか絶対にできないので。結局自治体区域をベースにしながら、それでうまくいかない時はどうしますかとかっていう話で、ギリギリ大変な話なんですね。それを日本全国で一斉にやるというのは、多分ほとんど不可能。そういう人材じゃない、日本は。大体いろんなこと決めるのに、話が長すぎると思っていまして。日本はそういう物事の決め方も抜本的に変えていかないと大変だと思っていますけれども。現状においてそれできないです。なので、なるべくそういうことが起こらない方がいいだろうということもあります。それが、私が考えている大前提のところです。

それで最初に、いただいたご意見について若干述べますと。太田さんの方にシミュレーションしてみたらいかがですかって申し上げたのは、この間おっしゃっていたのが一応名簿式比例代表制なんだけれども、その名簿に対して順位をつけて、単記移譲式みたいにするっていうご発言だったと思うんですけれども。そうじゃなかったですか。

太田光征：結果的にはそういう理解でもいいかと思うんですが。名簿を投票の段階で、第１希望・第１選好と第

2 希望・第 2 選好くらいをつけて投票することで、そのような移譲の機能を持たせることができるだろうと思います。

大山礼子：それを名簿に対して、この名簿が 1 、この名簿が 2 っていうふうに順位をつけると私は理解したんですけどそれでいいですか。

太田光征：それでいいです。

大山礼子：そうしますと、そこの部分だけシミュレーションしてみると、多分ほとんど違わないと思います。名簿式というのは、そもそも当選基数でやるのと同じことなので。単記移譲式というのは、名簿式比例代表じゃないのに比例的な効果を生むための制度なので、そこ二重にすることのメリットってほとんどないと思うんです。それをこの間から申し上げているつもりです。だから、名簿式にしてしまったら、この名簿が 1 番、この名簿が 2 番て、だって取り過ぎたときに配分するためのものですよね、順位って。だけど、名簿っていうのは、取り過ぎたらそこから何人も当選するんだから、取り過ぎることはないんですよ。原則上、原理的に。だから、そこは複雑にするだけであんまり意味ないんじゃないですかというのが、この間私が申し上げたことです。

太田光征：ちょっと皆さんにイメージができにくいかと思いますが。今回の参院選を例にとると、やはり少数政党の比例区の票が死票になっているということで。第 1 希望と第 2 希望をつけて投票することで、死票になった分を他の政党に移譲することができるだろうと思います。それと、無所属候補がやはり同時に立候補しますので、それに比例代表制を適用しますと、やはりかなり死票が出るということで、その死票を政党などに移譲するというような発想なんです。

大山礼子：ということは、小さいところから大きいところに移譲するんですね。そういうことですよね。小さいところからどうして移譲しなくちゃいけないかと言うと、候補者が立てられないからと、こういう話ですよね、結局。候補者が多ければ移譲する必要ない訳ですよね。いくら小さいところだってもらって余った分ということはあり得ないことだから、名簿式の比例代表の場合。

太田光征：ちょっと私も理解が今できなかったんですけれども。総定数の問題というよりも、総定数をいくらにしたところで、やはり最下位の死票というのは出ますから、それを単純に生かそうという発想です。

大山礼子：だから、名簿に対して投票しているのに、どうして死票が出るかって言うと、それは名簿の中に搭載されている人数が、取った票で割り当てられた議席より足りない場合には死票になるけど、それ以外には死票ってならないでしょう。

三木由希子：すみません、結局その太田さんがおっしゃりたいことは、比例代表で名簿に投票された結果、当選に必要な人数が獲得できなかったところに投票した人の票をどう救うかっていう話をずっとしているんですよね。

太田光征：それが、ひとつです。

三木由希子：つまりそれは、死票をゼロにしないといけないというのが、ここの議論の前提ということですか。

太田光征：私の案では、それを最大の理念の一つとしております。選挙制度の目的として、死票をなるべく少なくすると、そういう目的。

三木由希子：それは、二つ順位をつけて二つとも必要な票数を獲得できなかった場合は、それはどういう案になるんですか、太田案ですと。

太田光征：それが正に、その部分が死票になるということですね。第 1 希望でも死票、第 2 希望でも死票。

三木由希子：それは、多数派形成みたいなものを前提にしている、今の政治とか選挙制度からすると、かなり違った方向の政治システムを入れるという議論をしようということであるという理解ですかね。私にはそういうふうに聞こえてしまったということですが。

太田光征：このシミュレーションにもありますように、無所属候補に比例代表制を適用しますと、やはり当選し

ない。選挙区で当選できたような無所属でも当選できない方が出てくるということで、そこの手当てなんですよ。

三木由希子：それを無理してなんとか手当てをしようというのは、わからなくはないですけど。無所属という多様性も認めたいというのは、そこだけは理解できるんですけども。無所属救済制度みたいなものじゃないと、選挙制度って成り立たないのかっていうところが、一番のポイントで、つまりそこが政治の中で合意されるのかとか、ある意味日本の中の一般世論の多数の支持を受けるような話として議論が成立するのかというところがまずあって。そんなの関係なくべきだ論で行けっていうのであれば、太田さんしかストンときてないかもしれない仕組みを、一つの提案だという話で。ただし、それは社会の多数派形成という観点からすると、理解されるまでに時間がかかるかも知れないという話になるんだろうと思うんですね。

要は冒頭に申し上げたのは、先ほど大山先生がおっしゃった通りで。簡単に実現するとは思いませんけれども、実現する手掛かりになるような議論の基盤を作るのが目的なのか、それとも自分はここが大事だと思うから、ここのためだけのここを中心に改革のポイントを作るんだという議論するのかというところで。多分、議論の進め方とか、あるいは妥協点というのが変わってくるという話だと思うんですね。なので、多分基本的な前提のところで、ちょっとかみ合っていないところがあるのは確かですね。だから、そこで太田さんの優先順位みたいなものが、わりと今おっしゃった話だとはっきりされてはいるんですけれども。じゃあ、ここの議論の優先順位にできるかと言われると、個人的にもなかなか。それを優先順位として、多大な労力をはらって何か目指せるのかというところが、まだ共有しにくいというのが、正直なところです。

大山礼子：無所属の救済というところであれば、一人の名簿を認めればいいと思うんですけど。

太田光征：それを認めている案なんです。それを認めた上で。

大山礼子：こんな面倒くさいことしなくても、一人名簿を認めれば済む話じゃないんですか…っていうことなんです。

太田光征：それを認めている案なんです。それを認めているからこそ、死票が出るんですね。

大山礼子：そうすると、さっきの話に戻るんですけれども、その一人名簿で取り過ぎた分をどうするかって話なんですよね。

太田光征：二つの例があります。取り過ぎた場合も問題ですし、丸々死票になった場合も問題だということです。

大山礼子：取れなかった場合ですね。一人取れるまでの比例のクオータも取れなかったっていう意味ですね。だけど、そこまでやりますかねと私も正直思います。

太田光征：比例代表制ではないですけど、例えば今回の参院選でも、非常に小さな政党が選挙区で１人区で立候補していましたけど、その票と（事実ですから言ってもいいと思いますけど)、自民党候補の票を足しますと、自民党候補がかなり当選するというようなケースもあるようですので、やはり死票になった分を活かすという選挙制度であれば、選挙結果もかなり違ってくるだろうと思いますので。やはり死票を少なくするということが、選挙制度を考える上で非常に大きな理念ではないかなということで。

大山礼子：ですけど、死票を少なくする一番やりやすい方法は、選挙区を大きくすることですよ。選挙区が小さいと死票がすごく出ますから、それこそ全県一区にしてやれば、そんなに死票って出ないと思います。

太田光征：このシミュレーションにある通りで、これを無視してもいいんだというコンセンサスになるのかどうかという違いなのかと思います。

三木由希子：無視するかどうかという話になると、死票はどうでもいいよねということは、みんな言えない訳ですよ。その時点で議論は止まるんです。だから、死票を少なくすることが大事だということは最低限ここのコンセンサスにはなっているんじゃないかと思っているんですね。それを出しちゃいけないという議論になった瞬間に、じゃあどうするのとなってしまうので。ゼロになった方がいいというのはすごくよく理解できるんですけど、ゼロにするために選挙の仕組みをどうするかという立て方で、大きな意味でのコンセンサスがとれるような政策

提案になっていくのかどうかというところで、どこで折り合うかという話に最終的にはなっていくのかと思うんですね。

城倉啓：すみません、いいですか。出口から考えるという観点や、部門があるということの観点もあって、思うところを述べます。太田案でどういう世の中ができるのか、ということが関心事としてあります。それは、無所属候補が出やすくなるということもあるだろう。そうすると、一人で議会で動く人が増えてくるということになるだろう。第2部門を差し置いて言うのはなんですが、例えば第2部門の中でも、参議院は政党本位ではなく人で選ぶというような意見もあります。仮にそういうことで言えば、太田さんの考え方というのは、その場合の参議院のあたりで反映するというのも一つの大きな考え方なのかなと思います。もし、両院の選挙制度を各々別のものに変えるんならですね。ただし、太田さんは両院とも同じ制度でいいとおっしゃっているから、私と意見は違いますけど。それと、例えばなんですけど、いわゆる市民選挙というようなことで、日本婦人有権者同盟の代表だった方がおっしゃっているのを私は覚えています。やはり「一人で出ていく、それを市民が支えていく、それを参議院で」。そういった発想とちょっと似ているかなと思いました。

それぞれの部門に、それぞれの自治があると思っています。「民意の反映」ということで合同でやらなきゃいけないかもわかりませんけれども、この第3部門に於いては、やはり第3部門の共同代表の方のリーダーシップでなさっていって良いと思うんですね。話の中で論点として汲むべきところは汲んでいくのは当然で、死票の問題は大きいということを汲めば、予定をなるべく進めていく形でお願いしたいです。第2部門の委員でもあるので太田さんが、第2部門の中で地方選と国政とどういう位置づけでやっていくのかというような話に持っていくのが良いのではないかなと思います。

第3部門の方では、2月の最初に大山委員のご発題の中で紹介された砂原庸介さんの本でも、やはり政党化を促していく発想、そしてそれが地方から国政まである種の「線」がある政党化という路線で進める。「健全な政党政治って見たことない」という太田啓子さんのご意見もありました。本当にそうだなと。「健全な政党政治」が一体いつ実現するのか、まずそこをちょっと考えたいなというのが個人的にも思っているので、是非ご理解いただいてお話を進めていただけたらと。今日の予定は、前回の都道府県議会をちょっと寝かしておこうということで、今日のところは市区町村選挙の制限連記制の話を進めていって、9月のところに6月・7月分まとめがあり、首長選挙もやると、この中でまた都道府県のことに戻ってお話していくというのが筋だろうなと思いますので、そんな形で進めていただけますか。

大山礼子：そのお話わかりましたので、都道府県の話はやめますけれども一言だけ付け加えると。これシミュレーションしていただいたのが、中選挙区と併用しているものと、そうじゃなくて普通の比例配分の名簿式のがシミュレーションになっているんですけれども。そうじゃなくて、優先順位をつけた時とつけない時のシミュレーションというのがあれば良かったので。そこを私がお願いしたつもりだったんです。そうすると、そこはあまり違わないと思うんです、多分。それが申し上げたかったことなので。そこはご理解いただきたい。それと、5人区全部同じ１００区というのは本当に無理だと思いますよ。都道府県境分断とかやらないと区にならないので、すごく大変だと思います。以上です。

それから、柴崎さんご意見の方の都道府県の話は、これは私が言っている拘束名簿なんだけど、今日出していただいている資料のスウェーデンみたいな、一応順位は責任を持って付けるけれども、ひっくり返すことは可能だみたいな話と、これも最終的にあまり違わないのではないかと、その目指すところはそんなに違わないんじゃないかという感じを持ちました。

それでは、市町村の方ですけれども。これも制限連記制というのは危ないというご意見をいただいているんですけれども。もちろん連記する数を増やしていけば、ほとんど小選挙区と同じ多数代表になるということが、常識的に理解されているということです。ですので、もちろんそんなことを考えているのではなくて。もう一つ制

限連記…limited vote なんて言いますけど、これは世界的に見ればあんまりやっている所はないし、変な制度であることは確かです。なぜこれを提案したかというと、これなら地方議会の議員もあきらめてこれにしてくれるのではないかと、それだけです。要は、市町村議会はずっと選挙区なしでやってきて大選挙区なんですね。そこに選挙区入れることは大抵抗します。それは見えています。たとえば農協なりなんとか会なり、そういう全体の地域の会の利益代表が大勢いますので、そういう人たちは選挙区に分断されたら出られなくなりますから。これは絶対死んでも抵抗します。じゃあ選挙区作るのは難しい。一方、比例的なものにするのも、政党になっていないみんな無所属なので難しいと思います。それから、順位を付けるというのも一つのやり方ですけど、50 人いるところで全部順位を付けなさいという訳にはいかない。そうすると何人かに順位を付けるということになります。そうすると、結局制限連記例えば 50 人の定数の時に 5 人選びなさいと、その 5 人の中に例えば順位を付けるということはあり得るかも知れません、バリエーションとしては。だけど、全部に付けなさいというのは無理だと思います。そうすると大くくりに言って、制限連記みたいなところしか実現の可能性がないじゃないですかというのが私の提案でございました。

城倉啓：資料を用意いたしました。先ほど言わなかった部分になりますが、諸外国の選挙制度というものと、もう一つは、8 ページ立ての「青ヶ島村議会議員選挙」というものがかがみになっていまして、青ヶ島と、昭島市議会議員の選挙の投票結果と、それと世田谷区が３～５ページにありまして、６～８ページは八王子市になります中核市、の地方議会選挙の直近のものをお出しいたしました。

私からの質問としては、柴崎さんから言われている制限連記制への批判が、このような実際の選挙に於いて、例えば青ヶ島村は６人が議会の定員で７人が立候補して、１３票で当選しているんですね。青ヶ島村は日本で一番小さいそうです。それと同時に世田谷区という、とても大きく５０人が当選するという選挙があります。このような幅の中で柴崎さんによる批判に対してどのようなお答えになってくるのかということが、お尋ねとしてあります。

それと、どれ位の人数を制限連記数として想定されているのか。例えば、「５０人が議会総定数だとしたら５人までの連記」とか、そのあたりの割合というのはどういうふうに想定されているのかということ。

また、実際に法律の条文で言うと、この地方議会選挙というのは、どこをいじる話なのか。公職選挙法なのか、地方自治法なのか。例えば、公選法で国政のことが書いてあっても別表とか、色々なことになっていますので、大選挙区の単記制という地方議会選挙制度そのものがどこに規定され、それをどう変えるのかということまで教えてもらえると大変嬉しく思います。

大山礼子：制限連記で何人書くかというのは、なかなか大問題で。グループ化を促すんだったら、ある程度多い方がいいんですが。だけど、多分結構それも抵抗があると思うので、個人的には、一番大きなところで５人位がいいところだなと思っています。小さいところは、２人か３人だと思います。もうちょっと多い方がいいかも知れませんけど、そんな感じです、今のイメージとしては。あんまり何人も選ぶというのは大変になりますから。もちろん、最大１０人までとかいう規定の仕方もあり得ると思いますけれども。

それから、変えるのは公職選挙法です。地方自治法に、昔書いてあったんですけれど、選挙部分が全部公職選挙法に移ったので、公職選挙法です。どこの条て今何も持っていないのですが、そういうことになると思います。要するに１人選んでいるのを、何人まで選ぶと書くだけなので、そんなに大きな騒ぎにはならないと思います。別表も要らないと思います。

桔川純子：あとご質問等いかがですか。

桂協助：すみません、確認ですけど。６・７ページは八王子市ですか。

城倉啓：６・７・８ページまでが八王子市の選挙結果です。党派別というのが便利だなと思いましたので。

桔川純子：ご確認、ご質問等よろしいですか。

最初に三木代表から検討のメモをいただきましたけれども、全体討論ということでよろしいですか。では、これから三木さんに進行等もお願いして、話を取りまとめていただきたいと思います。

三木由希子：討論と言ってもですね、今ご提案をいただいた制限連記制というご提案と、それから太田さんのご提案は地方議会でも同じ、市町村議会でも同じということですかね、基本的には。

太田光征：はい、基本的に移譲などの部分についての考え方は同じなんですけれども、選挙区の大きさをどうするかについては、定数との関係で柔軟に考えればいいと思っています。１区の場合にも中選挙区比例代表制の考え方を適用できると思います。そこら辺の定数は柔軟に考えていいと思います。区割りですね、言い換えれば。もう少し説明を加えます。例えば、市議選で大選挙区制の場合に、私の中選挙区比例代表併用制の考え方を適用すると、大選挙区のままでも適用できます。すなわち、現在の国政選挙と同じように、全体で候補者にまず１票を投じますね。それとは別に、政党名簿や、一人名簿としての無所属の名簿にも投票すると。この２票制です。そしてその結果を組み合わせて、議席を配分するという考え方ですので、必ずしもこの考え方の基本は選挙区には区割りをしなくても良いと。私が当初考えていたのはやはり国政のことでして、定数が多い・地理的にも広い国政ですので、選挙区に区割りをしようという発想になっておりますけれども。市議選レベルであれば、このままの選挙区で中選挙区比例代表併用制の考え方を適用することは可能だと思います。それだからこそ、私が本日出したシミュレーションを…松戸市ですけれども、お出ししたところです。

三木由希子：私もよくわからないというか、私もこういう仕組みにする必要性…

大山礼子：必要性以前にどういう仕組みだか、私は理解できていないです。

三木由希子：当選者の確定が、無所属のみ先に確定させるという、そこがそもそも一歩間違うと恣意的な選挙制度という部分に入って行きそうな話をされているように思って。これはある種のレジティマシーとしては、非常に問題のある仕組みに見えてしまうのですけれども。つまり、それは大事で、公平性という時に死票がなければ公平かというと、それは違うと思うんですね。つまり選挙って、定員以上の人が立候補しなければ実は選挙にならないというところがあって、なんですけれども、死票がたくさんある選挙制度だと、そもそも民意の反映って一体何だという別の意味での問題が非常に大きくなるので、なるべく死票は減らさなきゃいけないと。ただ、選挙という仕組みは定員以上出ないと選挙にならない訳ですね。一定程度の死票が出ることは避けられないということが、ある種の社会的合意、但し、その量が問題になってきて、今のような国政での死票の出方だとそもそも政治がやることの正当制にみんなが疑問を持つことになるので、という風に、ざっくりと理解していまして。だからこそ、誰かだけが得する選挙制度ではなるべくないような、つまり制度的にそこだけが優遇されるような選挙制度だと、どこかだけが優遇されるようになってしまうと、また元の議論に戻るという気がしていまして。多分、太田さんのご提案は、太田さんなりのロジックがあるということは理解しているんですけれど。ちょっと、よく理解できていないところがあります。

大山礼子：それからもう一つ気になるのは、だんだんわかってきたんですけど。これやると、「私は無所属だ」って言って出る政党候補者が出ますよね、必ず。そういう悪用を許す制度という恐れもあるかなと思います。

太田光征：多分、その部分に関連しては、無所属候補で出た、無所属として当選した場合には、その当選した候補者に投票した有権者の名簿に対する投票を無効にしますので、投票が二重にカウントされるようなことはない訳ですね。

三木由希子：無所属名簿は、名簿として認める訳ですよね。プラス個人ですよね。それは変ですよね、明らかに。政策というか、仕組みとして。多分議員に聞けばみんなそういうふうに思うと思います。つまり制度って、一つ認めたら、その枠はみんな平等に認めないといけないので。大山先生がさっきおっしゃったように、無所属って、色々な方が無所属としてお出になるので、それは政党系なんだけれども無所属ですって言っている方も地方議会でとても多い状態なので、地域代表とか、利益団体代表も、無所属ですということでお出になることが多くて。

無所属って別に無所属と名前がついていればとか一定の政策とか全然関係ない訳で、だから特定の政党の人だけ落とすみたいなことは当然できない訳ですよね。なので結局、どういう状態にリアルな場面でなるのかというのが非常にそもそものところで、疑問があってですね。このために、こういう例外を設ける、こういう例外を設けるってなると、何がそもそも原則の制度設計なのかというのも理解をされにくくなるので。こういう問題が起こるから、こういう手当てをすればいいよねというまでおさまる範囲の提案になるかなとそもそも疑問があります。

大山先生が言われている制限連記という仕組みだと、これはかなりイレギュラーな仕組みだと先生もおっしゃっていましたけれども、基本的には一部だけ連記で投票する、順番は付けずに投票するという話なんですよね。その仕組みがイレギュラーということなんですか。

大山礼子：別に悪いという意味のイレギュラーではないんですけれど。世界の採用されている選挙制度の中ではあんまりないと。連記制だと完全連記で、当選者と同じだけ人数書くというのが一般的なので、なんでそれより少なく書くの？というところが、まあちょっと変な制度ではあると、そういう意味のイレギュラーです。

桂協助：第二部門の桂です。資料いただいて、驚いてしまっているんですけれども。青ヶ島村の全員が無所属というのはわかるんですが。都内の、世田谷にしましても、昭島にしましても、八王子にしましても、政党がずい分進出するようになってしまったんだなということで驚いています。私は最近まで埼玉に、昔は東京に居たんですけれども、ここ何十年は埼玉に居て、ここまでは進んでいませんね。まだ結構無所属が占めているんですね。全国的にどうなのかと考えますと、引き続きこういうデータが出てくると面白いと思いますけれども。全国的には、市町村のほとんどで無所属が多数派だろうと思いますね。政党は、自民党、公明、共産がある程度議席を持つ。だけど多数は無所属という状況ではなかろうかと思います。そのいう中で、大山先生の制限連記制をとった場合どういうことが起こるだろうかと考えるんですけれども、私は相当革命的なことになるのではないかと思っています。というのは、圧倒的に無所属で、そしてその無所属が大体有権者の近隣の人、それぞれの有権者が近隣の代表者みたいな人を選んでいるという構造だと思います。それはなかなか崩せない構造だと思います。政党の支持の強い方々は、自民なり、公明なり、共産に入れると思うんですけれども。そうでない人は本当に近場の自分のところの代表、地域代表というところで。連記制になりますと、引き続き１票は自分の近場の人に入れる。あと、どこに入れようかということになりますね。そうしますと、大抵の自治体の中に市民運動をやっていて、近場のことだけじゃなくて市町村の自分の町の全体を視野に置いた運動をやっている方々がいる。そういう方々の出馬を誘うということが起きるだろうと。そうしますと、議会の構成が近場の代表の無所属議員、市民運動系の議員、そして従来の自民・公明・共産といった政党の議員と、そういう陣容になっていくのではなかろうかと。私は、市民運動とか、生協運動とかで議員を出してきた経験が、応援して出してきた経験があるんですが、まあ自分たちが目指していたことがこういう連記制をとることで、実現していくのではないかと。それが全国的な流れになっていく可能性があって、日本の実情にマッチした案だなという風に受け取りました。

城倉啓：制限連記制…例えば３人書くとして、３票制でなく制限連記であるその理由というのを、教えていただけますか。何故かと言うと、３票という考え方もありますね。つまり３人に３票を１票ずつ入れるか、２票・１票にするか、１人に３票入れるかは個人に任せるという意味の３票制というのもあると思います。あと太田啓子さんがおっしゃっていたんですけれども、例えば自分が本当に応援している人はおそらく当選すると、でもこの人は当落ライン多分ギリギリなんだと。だから１票だと、本当に応援したい人じゃなくて、そのギリギリの人に入れたくなる。連記制でもそれを緩和することができますけれども、３票あるともっと劇的なこともできると思いました。一種のゲーム性ですね。そういった可能性というのを大山さんがどうお考えなのかなということを思いました。

大山礼子：もう一つ言うと×つける、マイナス票入れたい人も結構いますね。だからそこまで考えることも可能かも知れないです。それと、３票同じ人に入れる可能性を排する意味は、今までのこういう青ヶ島みたいなこと

と同じように、みんな３票ずつ入れちゃうとつまらないからということじゃないかと思いますけど。

三木由希子：３票に分けてしまうと、取り過ぎ問題みたいなものは、出ないんですか。特定の人ばかりに票が集まり、移譲式ではないので、ますます取り過ぎる人は取り過ぎるっていう傾向に拍車がかかる可能性もあるのかなと。青ヶ島みたいにもう結果が見えているっていう話もあるかも知れないんですけど。

大山礼子：今の×つけるみたいな話も、本当は理論的に考えると、やった方がいいかも知れないんですよ。だけどそれは、多分議員が絶対に嫌がると思うので、その辺ですよね、問題は。

城倉啓：前に北川委員は、地方のことは地方に任せればいいと。地方の選挙制度については、地方議会に任せればいいと、国政のことだけここでやればいいんだというようなご意見。そして、大山さんはそれに対しては、やはり公選法できちんと、今の立て付けが公選法であるという、法律だから国会で決めないといけないわけです。そのあたり、間をとるみたいなこともできるんですか。この後、出口の問題で、そのことも必ず論じないといけないようにも思うんですね。ほかの第１部門の方々の中にも、地方分権の観点から、公選法に一文入れたいと、「選挙の制度については地方に委ねる、地方自治体の自治に任せる」というふうに一行入れたいという人もいるんですね。だから、経過措置みたいな形で、何回かの選挙を経てその後地方議会の自治でやってくださいという言い方も、もちろんできると思うですけれども。グループ化とか政党化を促すために、何回ぐらいの選挙を少なくともしなくてはならないのか。またはこれは永遠にやった方がいいのか、そのあたりを教えていただけますか。

大山礼子：私は、選挙制度を地方議会に任せる…地方自治体ごとに変えるというのは反対です。何故かと言うと必ず自分たちに有利なように変えますから。そこはどうやって選ぶかという、選んだ人たちがどうやって分権して自由にやるかってことは、もっと自由にしていいし。地方自治法なんかどんどん分権的になっているんですよ。タガが外れてきています。議会の運営も本当に自由にできるようになっているんですけど。でも、選ぶところに関しては、勝手にやってくださいというのは、私は反対です。選挙区については、都道府県の選挙区の決め方というのは、かなり勝手にできるように今なってきているんですけど。ちょっと危ないところが見えてきています。やっぱり、地盤を割るのが嫌だというふうに必ずなるので。それはやめた方がいいと思います。だけど、また基本的に選択肢を用意して、そこから選んでくださいということは、できるかも知れない、公選法上。Ａ案、Ｂ案みたいなのがあって、そこの地域で、例えば青ヶ島と世田谷区で変えてもいいでしょうみたいなところは、選択制にしてもいいと思います。でも丸投げはやめた方がいいと思います。

三木由希子：その辺は、選管の問題もありますよね。選管にそういう能力が全くないということで、選管何とかした方がいいんじゃないかという話にまたつながるんですけど。中立的に選挙制度を調査したりとかする能力が地方自治の中にはないし。作れるかと言われると、とてもそんなところにリソースを割くような地方自治の状況かどうかスキャンできない感じがしますけど。

第１部門で出ているご意見というのは、丸々どういう選挙制度かっていうのは、地方自治体に任せた方がいいというご意見があるという、その能力が自治体にあるという前提なんですね。

城倉啓：そうですね。

三木由希子：その課題としては、今の大選挙区制は問題が多い、限界であるということについては特に異論のある話ではないという理解でいいですかね、この場で。つまり、青ヶ島くらいの規模になると、多分みんなよく候補者のことがしっているとなりますけど。世田谷区みたいになると、もはやよくわからないという世界で。で、問題のある議員が落ちにくいというか、そのまま残ってしまって落とされにくいという。つまり１％のための政治をしていればなんとかなるということであるという点でも、今のままだと問題が多いと、あるいは問題が多いとまでは言えないけど課題はあると。つまり今のままだと課題があるというところは、まず前提認識として、共有のものとして良いんでしょうか。そこの部分もちょっと違うんじゃないかという意見はありますか。

そうすると、今の大選挙区のままだと課題があると。それをどう変えるかというところで、選択肢として今、

制限連記というのをいただき、とりあえずそれ以外のオプションは出ていないですけど。選挙区割りが無理だろうというのは、私もそう思うんで。ひとつの市町村の中に選挙区形成するというのは、なかなか難しいというのは、私もそう思いますというところで。その辺はみなさんいかがなんですか。それでも選挙区形成を目指す、つまり都道府県選挙とかその辺と基本的には同じようなシステムをその市町村レベルでも入れていくべきだとか、そういう何か別のご意見とかありますか。

桂協助：今のままで全体、単一の大選挙区、一区制このままでずっと行くというわけにはいかないと思いますので、その場合何もしないよりは選挙区を設けるということが、大変だ、抵抗が非常に大きいということではありますが、いくつかに分けるということが現状よりはベターだと思います。大山さんの提案されている連記制は比較的通りの良いやり方ですので、必然性があると思いますので、結果も悪い結果にはならないというふうに思います。さっきも言った通り町の在り様について一所懸命取り組んでおられる方々が出てくる道を開くということになると思いますので、結果もおそらく良い結果だろうと、実現もしやすいだろうと思いますので制限連記制で良いのではないかと感じます。

三木由希子：制限連記制を入れることによる課題とか何か気をつけなければいけないようなポイントはありますか。

大山礼子：これは柴崎さんのペーパーにあったように、書ける人数をうんと増やしていくと制度的に違う選挙になってしまうので、方法として制限連記で良いということになれば、何人書かせるかというところはもうちょっと議論した方が良いかもしれません。それから連記の中で番号を付けるということが不可能ではないですよね。難しくなるということはあるかもしれないし、制限連記制を嫌がる議員の人って、最初に書いてほしいとか、2枚目に書いてやろうとか、その位色々気にするのでそういう点からいうと番号を付けることを抵抗するかもしれません。そもそも自署式って止めたらいいと思ってるんですけど、高齢者や障がいのある方には困難な良くないことだと思うんですけど、あれさえも自分の名前を書いてほしいんだそうです。だから自署式が良いっていう人が多いんだそうです。議員には。ということを聞きました。

三木由希子：自分の名前を書いてほしいんですね。分りました。ただ今の投票スタイルを変えずにやろうとするとあまり人数が多いのも現実的に無理ですよね。議員の名前ごとに札とかを引くようにして人数選んでそのまま入れたいくらいですよね。枚数間違えさえしなければっていう。

そうすると制限連記制っていう議論になるとすると何人までの連記にするかとかそこの人数設定、たぶんそれは議員の定数とかの関係とかの問題があるんですかね。諸外国の選挙制度というのを見ていくと、国政というのもあると思うんですけれど、国政中心に見ているというのもあると思うんですけれども、半数に達した人から投票、つまり有権者の全体の半数の支持を得た人を当選とし、で移譲式にしてそれでまた半数になった人、半数になった人っていうのを繰り返すと、いうような仕組みがあると。だから何を良しとするかという時に、少なくとも有権者の半分の支持が何らかの形で得られないと当選できないという仕組みがあるという意味では、どういうラインを当選とするかっていうのも考え方のバリエーションがあるんだなというのことがこの資料で理解ができて、それをそのまま地方議会に持っていくというのもなかなかできないと思うんですけれども、国政の話になっちゃうから。なのでその当選者の必要得票数、ここの部分についてどう扱うかということはこれは議論の余地があると思いますね。そうすると順位付けなきゃいけないという話になてくると思うんですけれど。

大山礼子：だから順位付けるっていうのは確かに合理的な案ではあるんですよね。だけどなかなか実際には抵抗する人がいるだろうなというところが危惧されるわけで、例えば世田谷区なんかを見ても、ここはそんなにすごい差ではないですけれど、１人すごい人気の人がいてその人が取り過ぎた分をどうするのかという話で言えば、連記にすればその人がこの人たちは私の仲間ですよみたいなことを言ってくれれば、けっこうそこでそっちも当選するかな、みたいな効果はあるかもしれません。

三木由希子：もともとご提案いただきた時に制限連記にすることによって地方議会での政治のグループ化、緩やかなグループ化みたいなものも、つまり選挙の段階で、私たちはこういう政策を志向しているグループですっていうことで、だから私たちの名前を書いてくださいというようなグループ化を促す効果があるんじゃないかということを、今おっしゃってくれたかなと思うので、地方議会でもある程度、例えば今世田谷区でも無所属と謳っている人でも議会に行けば会派だよねっていう人たちも多い。それは本当は投票する段階で分っていた方が良いよね、ということもあり、つまり実際の政治になった時の政治場面での動き方っていうことが、政治グループとか、地方議会の会派ってもっと政治グループよりもヌエみたいな感じがしますけれども、そういうことは期待される効果としてあるってことですよね。

桂協助：先程市民運動系から議員が出るようになるだろうと言いましたけれど、それはまさにグループ化が促進されてそういう運動をやっている人たちが、政党とかローカルパーティーという言い方もありますけれど、その地域における準政党みたいなもんですね、そういうようなものが形成されていくだろうということは間違いなく起きていくと思いますね。それを誘発するだろうと思いますね。私、今は「生活者ネット」と呼ばれておりますけれど、それを最初に出した時の生協の職員だったんですけど、そういう地域の準政党みたいなものが作っていけたらいいなと。生協という組織に依存しないでもっと一般化して作れるようにゆくゆくはしていきたいと、いうのが当初の人たちが取り組んだ、進もうとした方向だったんですけど、結局それは実現しませんでしたけれど、もしこの連記制がその当時あったとしたら、それはかなり具体化していっただろうなというふうに思いますね。そういう誘発する可能性が起こると思いますね。

城倉啓：せっかく傍聴の方が、小林委員もいらっしゃいますのでご意見いただけたら嬉しいのですが。

小林五十鈴：私たちは男女共同参画社会をめざす運動をしてきましたが、地方の農山漁村は女性のリーダーが未だに少ないといといわれています。なりたがらないということのようです。女性が参画するようにと直接運動をしていらっしゃる人に聞くとたくさんの女性はいるのだけれどなかなかお出にならないという問題があって、どうやったらいいだろうかと、全国の女性たちが地方議会を盛り上げて、国会議員も盛り上げてくれればいいなあと私は願っているのですけれど、やはり女性が何割か参加する制度を作ることが一番だと思います。今その制度をつくるチャンスにしていただきたい。段々女性も育っていますから、その辺でちゃんとしていただきたいなというのが私の要望です。

傍聴者 A：今日は初めて伺わせていただきました。今小林さんの方から申し上げました通り、私たちはクオータ制度推進する会という団体でございます。アルファベットで Q の会。実は大山先生にはその顧問をお願いしているところでございます。何とかですね、どうもそのクオータ制度そのものまでは秋の国会では難しいにしても、政党が行動計画を作って、政治における男女共同参画を理念として行動すると、政党の行動を努力義務として書くような法律を今目指しているところなのですが、でも国際レベルの話をしていますと、どうも全国の女性たちからやっぱり法律が無いとだめなんだと、世界ランキングで議場を見ているわけでございますけど。ランキングだけでは女性たちの意識確認が難しいとなると、やっぱりどこの国の今までの常道を見ましても、地域の身近なところで女性が上がってきて、そして国政にも女性の人数なり意見なりが反映される。こういうのがどうも常道らしい。私たちは上から目線で女性も議会に出ましょうとか言うよりも、地方政治に男女共同参画をという運動に今度転換していった場合にどうしたら良いかと、大山先生にずっとお聞きしてきたわけなんですね。そして今日制限連記制のお話、こちらもあまり勉強していませんで、これからというところで今日勉強させていただきましたけど、第 1 回の衆議院議員選挙、女性が 39 人当選した。あの時はあれだけ多数の女性が出て、諸外国にも珍しいと言われた現象は何かっていうと、制限連記制があったと。その経験が非常に強く頭にインプットされていまして、なんとか地方の地方議会、これだけ無投票当選が増えたり議員の劣化などということが言われているのであったら、女性を地方から増やしていくには、制限連記制が非常に強く印象深くありまして、そういう意味

でこちらの市民審議会かれあえ教えていただいたり、連携させていただけることがあるのかなということで今日お邪魔させていただいた次第でございます。なかなか新聞の中で女性比率の問題ってのは出てこないんです。統計上そもそもあまり出てこないんです。フランスのパリテみたいに男と女の間の平等を規定されないとなかなかそこは１票の格差ではだめなんですよと。男と女の間も均等なアクセス機会が必要なんですよという、そういう条文が無ければ法律を根拠にやっていけないということも痛いほど学ばされましたので、今度は地方に転換した場合に制限連記制を何とか過去に縁もあったことだし、やっていけないかとそういう期待、望みをかけまして今日はお邪魔しました。以上でございます。

三木由希子：ありがとうございました。大山先生何かコメントとか。

大山礼子：私以前に女性の政治をやっている方で制限連記しかないよみたいなことを言っている方がいらして、そうだと思いますし、後は最初から申し上げている通り変な議員を落とすとか色んな効果が見込めるんでないかと思っています。

太田光征：大山先生の案と、柴﨑さんのご意見を伺って考えるのは、移譲式を採用した場合でも移譲する回数を有権者が各自で決めると、何回移譲するかという数を有権者が決めて投票するような方式もあり得るんではないかなと。要するに定数分５０議席とか、その辺の数の順位付けっていうのは確かに難しいんですけれど、政党が例えば全５０議席取るわけではないんで、例えば１０議席くらい取るわけですよね。そうするとそれくらいの順位付けをやりたいという有権者はいるだろうし、あと柴崎さんの意見の中にもあるように、政党が予め順番を付けた名簿を用意するということもあり得ると思いますので、その中間みたいな考え方で、有権者がどれくらいの順番付けをするかを選べるような決められるような制度もあり得るかなと思いまして、それはいかがでしょうか。

三木由希子：そもそも移譲式っていうのは例えば連記制で 5 人書いて順位付けたら、その中以外の移譲ってあり得るんですか。

太田光征：だから限界がありますよね。その限界の中での移譲ということになりますけれども。

大山礼子：だからさっき申し上げましたように、全部本格的な移譲式でやっているところも順位までつけなくちゃ無効だなんてことはないんで、３人位までしかつけない有権者もいます。それじゃだめだって国もあるんですけど、普通はそれでも OK なんで、それは普通の移譲式ですよね。だけどたぶんちょっとそれは大変かなということなんだけれども、要するに受け入れられるかどうかってことです。原理的にどうかってことではなくて。それと、制限連記制が５人選ぶ中で番号付けたらどうかっていうの、これも原理的にはすごく良いと思うんですけど、さっき申し上げたように、政治家ってのは自分に１番２番って書かれるのが嫌だって人が結構いるので、そこで嫌と思われて廃案にされたらかなわないなというのが率直な感想です。

城倉啓：例えばボルダ投票のように３点・２点・１点というのは可能性としてはどうでしょう。

大山礼子：それだとさっきおっしゃった、３票持つのとあんまり変わらないかなと思います。

太田光征：制限連記制で戦後第１回の選挙で女性議員がたくさん当選したという歴史的事実はあるんですけれども、今日柴崎さんが書いている意見書の中では、どれだけ制度と当選結果に因果関係があるのか、検証が十分でないというご意見だったと思いますので、そこらへんも検討する必要があるかなと思っています。

三木由希子：制限連記制を入れる理由として女性議員を増やすというよりも、それを通じて増えたら良いなという話だと思うんですよね。だから政策効果として女性議員を増やすことを目的に選挙制度を変えましょうって話になればたぶん違う議論をしなければいけないって話で、ただし複数の名前書くと全部男性ばっかりだと自分の中の差別意識みたいなものをチクっときて１人位女性書こうかな、というような効果とかがもしかしたらあるかもしれないということだったり、あるいは複数書くことによって多様な選択ができるって意味では男女問わず、あるいは年齢層とか、あるいは政策指向とかでわりと柔軟な選択がしやすくなるとか、そういうのはあるのかなと、つまり特定の何の利益を取るかっていうところで１つしか選べないという話ではなくなるという意味では、

効果としてはあるということじゃないかなと思うんですけどね。そこの因果関係を証明しようとなるとなかなか大変な話になると思うんですけれど。

傍聴者Ａ：すみません。今日お伺いした私どものモチベーションを強く申し上げすぎたかもしれません。こちらの市民審議会の中で女性の問題を取り上げていただければそれは号外な幸せでございますけれども、そこまでのことを申し上げているつもりはなくて、今三木先生がおっしゃった、私どもも色んな方に納得していただけるような話をする時にはやっぱり多様性、ダイバーシティーということが多ございまして、女性のためというよりも多様な意見で社会が成熟していくという、そういう点からでもこちらで、もし制限連記制を取り上げていただけるならご一緒に後ろの方にくっつけさせていただいて声を上げさせていただくとか署名をさせていただくぐらいのことは、させていただければいいなと、そういうことでございます。今日は女性が多ございますけれども、女性、女性と言っているつもりでもございませんのでそこのところお許しいただきたいと思います。

城倉啓：クオータ制のことについてはジェンダークオータのみならず、やはり選挙制度のことで第２部門はもちろん第３部門も関わりますので、それは当然に論点としてあると私は思っています。それと、太田さんにお尋ねなんですけれども、松戸市議会議員選挙のシミュレーションの中で、大選挙区制で無所属諸派が２１名あって、太田さん案でも２１名なんですね。ですから無所属を良しとするならば大選挙区制の単記非移譲式、現状でも無所属にのみ焦点を当てるならばそれでも良いんじゃないか。何が言いたいかというと、「グループ化を促すという観点は太田さんとしてはあまり承服しかねるということなのでしょうか」という質問です。

太田光征：私が提案している案は全体として比例代表制ですので、グループとして選ぶことが可能な制度ですので、それを容認しているという制度になっています。全体として。

三木由希子：そうすると今の議論の流れですと制限連記制はわりと共通認識として、ここでの改革案ということにして良いのかなと思うのですが、桔川さんどうですか。

桔川純子：先週から大山先生のお話をうかがっていて、生活者ネットとかはずっと見てきたようなところがあって、１人の女性としてはこういうふうに目覚めていくのかなという印象があるのですけれども、こういう流れになると女性たちも、一般の市民の立場から言ったらもうちょっと政治と自分の生活自体が関わっているという認識とかも持てるようになれるのかなと思いました。

三木由希子：ありがとうございます。そうしたら一応市町村議会選挙に関しては制限連記制という形で、基本的な選挙の選挙区そのものは大選挙区のままで、投票の時の選択肢を５つまで、或いは数そのものはこれからどうするかということの検討が必要だと大山先生からもいただいているので、それはそれで今日結論を出せるかどうか別にしまして、制限連記制という形で１人が複数の対象に投票できるようにすることで課題解決を目指すと、ということはここでの合意事項ということでよろしいでしょうか。

太田光征：私は先ほどの意見の通りですので柴崎さんの懸念に賛成ですので、その辺をぜひ盛り込んでいただけたらなと思っています。

大山礼子：柴崎さんの色んな点がありますけれども懸念というのはむしろそのあまり連記を大勢にしてしまうと多数代表になってしまうと、そこですよね懸念は。他はそんなに女性が増えないんじゃないかとか色々書いてありますけど、色々ご指摘ありますけれども、懸念の一番おっしゃっているところは、連記を増やしてたくさん書けるようになってしまうと多数代表になってしまうというところだと思いますので、そうはならないように、連記の数をあまり増やさなければおそらくこのご懸念はクリアできるかなと思いますけれどもどうでしょうか。

城倉啓：私もそれはお尋ねしたかったんです。「コンドルセのパラドクスといわれるものが本当に起こるのかどうか」。接近しなければ起こりにくいというお話であるならば、ぜひ具体案を条文に則して、つまり２名から５名というところで、どういう幅で２名から５名になっているのかの設定をしていただくようなことで９月に案のたたき台が出れば、それは市町村選挙の改革案の基案になると思いますので、そこまで大山さんにお願い出来た

らなと思います。三木さんのおっしゃっているように、ここで制限連記が合意されたということになればですね。

大山礼子：私は何名まで書けるようにするかというのは今日お話しいただいたんですけれども、実際にいろんなことで経験なさっている方がこのくらいの方が良いんでないか、みたいなことを言っていただけると、もうちょっと考えるもとになるかなと思うんですけど。だから制限連記だと、今までの運動のご経験があってもうちょっと色んな人が出られるんじゃないかとか出ましたよね。実際に選挙に関わってこられた人たちがこれぐらいの数が良いんじゃないかというのがもしおありであれば、そこはぜひうかがいたいと思います。例えば世田谷区みたいなところだったら１０人位良いんじゃないかみたいなご意見があるのか、それとも５人位で良いのかみたいなあたりですね。だから太田啓子さんに来ていただければその辺の感じも分かったのかなと思うんですけれど。あまり大勢だとあれだから、５人位だとほとんどこのようなご懸念も無いでしょうから、そういう意味ではそのくらいかなと私は思いますけれども、その辺は他の方のご意見も伺いたいなと思っています。

桂協助：私は色んな選挙をやってきた経験で感覚的な意見になりますけれども、大山さんおっしゃるように上限５人位と思います。平均的には今の市町村の規模、定数２０人弱くらいが平均的だと思いますけど、だいたい３人連記っていうのが妥当だという印象を持っています。だから３人前後、２名から５名そのへんが受け入れられやすいと思います。

小林五十鈴：地方の例ですが杉並は女性の立候補者は市民運動が多く区の全体の女性から選ぶという、やはり１人だけを選ぶというのはちょっと難しい。あの人もあの人も通したいなというのがあって、だから３名くらいなら今のところ良いかなと思います。

三木由希子：ありがとうございます。定員の１割くらいが良いのかなって感じを今聞いていて思いました。世田谷だと５０人なので５人とか。青ヶ島だと場合によってはたぶん１でも良いかもしれない。それだと制限連記からしてあまり良くないのかもしれないですけど。幅があっても良いのかもしれないですけど。

大山礼子：そうですね。だから定員１０までは２人とか、２０まではなんとかとかそういう書き方になるんでしょうね。４０以上はこうですとか。やるとしたらそういうのだと思います。

太田光征：先程申し上げた懸念が実はもう一方がありまして。反対側なんですね。要するに第１党が議席を独占してしまう可能性がある一方で、場合によっては第１党ではない少数政党にうまい具合に票が集まると、むしろ少数政党が議席を独占してしまう可能性が実はありまして可能性は少ないかもしれないんですけれども、やはり可能性としては排除できないということで、一応私も簡単なシミュレーションはやってはみたんですけれども可能性は排除できないということで、そういう意味での懸念もありましてですね。

三木由希子：それは何が問題になるんですか。要は少数政党が支持を得たという結果なんじゃないんですかそれは。つまり１や２にはなれないけれども、みんなこの人たちが言っていることは大事だと思った結果ということでもないんですか。

太田光征：具体的に申し上げたほうが分りやすいと思うんですけれども、例えばある地域で第１党というのがあって、その支持率が２９％だとしますね。それで少数政党が３つくらいありまして、支持率がそれぞれ１０％くらいだとします。そうすると少数政党の支持率の合計が、合計すると若干上回っているんですね。こういう条件のもとで１人３票を投票する場合にですね、実はその支持率１０％の少数政党で議席を独占しかねないわけですよ。

三木由希子：それは１つの政党から１人しか選べないという条件付きですか。

太田光征：そういうことですね。少数政党ですから当選しないだろうという見込みのもとで。

三木由希子：投票する側が１人の投票者は複数の政党の候補者に必ず投票しなければいけないという仕組みですか。つまり２９％の支持率であれば、地方議会で特に市町村であればもう何人も受かっているわけですよね。なんですけどそこからは１人しかいませんよというそういう投票の仕組みとかそういう条件ですか。

太田光征：制限連記の１人３票制であれば別々の候補に１票ずつを投票するという条件ですね。
三木由希子：同じ政党でも良いわけですよね。
太田光征：そうですね。
大山礼子：そこまではっきり政党があるのであれば、私たちの中から選んでくださいという選挙運動になると、私は思うんですよね。そしたら、あんまりそういうご懸念なことは起こらないんじゃないですか。
三木由希子：おっしゃったことは、１つの政党からは１人の候補者しか選べない制限連記とかであればあり得るのかなと思ったんですけど、基本的には比例名簿とか名簿じゃないので、勝手に１つの政党から１人しか選べませんよという選挙制度にはならないわけですよ。
太田光征：そうですね。この例は少数政党ということで、あまり当選しないだろうという前提のもとで有権者がそれぞれの１つの党については、政党側もですね、１人の候補者を立てて有権者もそこに集中するというような条件を考えていたんですけど。
大山礼子：大政党が本当は支持が高いのに１人も当選できなくて小さい政党ばかりになるというのは実は中選挙区制の欠点じゃないですか。それよりはましなんじゃないですか。
城倉啓：太田さんのおっしゃっているのは、私の理解では、第１党は３人の人にいつも入れると。しかし第２、３、４は必ず１人の人に全部入れると、そういう想定だと思うんですが、ただ仮に３議席があったとして、今回議論になっているのは例えば平均的には２０人位の定数であると。で、その中で支持率１０％というような少政党というのは多分に複数人立てると思うんですね。ですから２、３人いると思うんですよ。そこで散ってしまうだろうと。同じ政党の人に２位の人は２票とか３票入れるという可能性の方がよっぽど高いと私は思うので、今の改正案で議論されているところの数字を当てはめるのならば、そのような懸念はあまり無いのではないかというふうに思いました。
三木由希子：たぶん何を変数みたいなものとして想定するのかというところで意見が分かれているのかなと思うんですけれども、一般的に市町村議会選挙になると地域で一定程度地域政党とかネットとかもそうですけれども、ある種キャスティングボードが握れるような立ち位置にならないとやりたいことができないってのがあって、候補者を増やす努力をするわけですよね。だからリアルな政治の場だと完全な市民派とか、つまり自分で票を集めるってよりは、政治にどうコミットするかってなってくるとどうしてもグループ化っていうことが避けられないと、ただちゃんとグループ化されてないで無所属ばかりで、気付いたら実はこの人たち同じ会派だったっていうことは有権者に対して不誠実だと私は思うので、やっぱりそこは有権者との関係でいかに実際の政治活動と投票の時の選択の基本となる情報が一致しているかってのは大事なので、私はグループ化は非常に会派というのを想定すると必要だなとは思っています。
大山礼子：さっき城倉さんからニーズのところまで考えてほしいってお話だったんで暫定案なんですけど、１割ぐらいということなので、定数１５までが２、２５までが３、３５までが４で、３６以上が５とかってしたら良いんじゃないでしょうか。
三木由希子：１割って相場観的にはそんな感じだと合理的な説明がしやすいかなっていう気がしますね。何か根拠があるっていうわけじゃないんですが。
大山礼子：だから２０までは２とかってしても良いかもしれませんよね。
城倉啓：ごめんなさい。今どうなりました。
大山礼子：２０までは２、３０までは３、４０までは４、それで行きましょう。
城倉啓：選挙制度は分りやすさも大事ですから。
岡本達思：今のは１つに決めないでもＡ案Ｂ案Ｃ案で選択できるようにしておいても良いんじゃないですか。
城倉啓：それでも良いんですが、だれが作るかって話だと思います。この場で暫定案があって複数案あってそれ

で担当者から事務局やっとけということであれば事務局でもやりますけれども。

三木由希子：いずれにしても前提となる説明の根拠みたいなものは必要になってくるので１つは１割案っていうので、その選択肢として何か良い説明がつく数字の分け方がありそうであればそれを選択肢にすれば良いんですかね。

大山礼子：現実的に最大のところが５くらいになるはずなので、とりあえずたたき台としては２０までが２、１９までにするか、２０までにするかみたいな選択はありますけどね。

城倉啓：２０までの方が覚えやすいですね。

大山礼子：２０までが２、２１から３０までが３、３１から４０までが４、４１以上が５、でとりあえずたたき台みたいな感じでよろしいんじゃないでしょうか。で、その論拠は実際に選挙に関わっていらした方の感覚に近いということかなと思います。

三木由希子：そうすると実際の投票結果によって非常に不当というか、すごく歪んだ結果になりにくいところに落ち着きそうな気がしますね。１割程度であれば。これが人数増えてくるとさっきおっしゃっていたような色んな問題が出てくる可能性があると。全体への影響、インパクトからすると激変にはならないかもしれないけれど、ある程度一定の効果が、多様性とかその辺の効果はあるんじゃないかと。

大山礼子：それで身も蓋もない話ですけれども、あんまり変わらないからこれぐらいなら許しちゃおうっていう人もいると思うんで。これは凄く効果があってと言わないで隠しておく方が良いかもしれない。

三木由希子：個人の行動には結構影響がありそうですよね。１人だって前提で縛り付けられているのと、そこが少し外れているのとでは、有権者の個人としての行動変容みたいなものは見込めそうな気がします。

じゃあ市町村議会選挙としてはそれで集約をさせていただきます。ただこの先また色々とあるかもしれないのでそれはそれで検討する機会が後々出てくるかもしれませんけれども、一旦これで集約といたします。

時間がもう時間なので、課題として都道府県議会選挙をどうするかというのが残っていて、次回は合同会議なのでその時はできないと。

城倉啓：そうですね。

三木由希子：そうすると、９月が首長選ですね。その前に都道府県議会選挙について最終的な意見集約をその段階でするという進行でよろしいでしょうか。

城倉啓：はい。

三木由希子：ではそのような形でやりまして、あと、国政と地方が別の選挙制度だというのはそれはそれで今もそうなので良いと思うんですけれども、一応のすり合わせを経てから中間答申とした方が良いんですよね。

城倉啓：はい。

三木由希子：じゃあ第２部門とも合同会議。

城倉啓：そうですね。第２部門との合同会議をもし組むならば、どこで組むべきなのかということをここでお話しいただければと思います。１０月にもう一つ入れるならば、第２部門の人にもぜひ付き合っていただきたいと早めに言わなければいけません。またはそれをもう１個新しく設けるのか、それとも何か１個潰すのか、ただ日程的には潰すのはちょっと厳しいのでプラスしていただけた方が助かるのですが。

三木由希子：それは第２部門との調整次第ということですよね。

城倉啓：はい。

三木由希子：なので、それは日程を別で立てられるかをちょっと調整をしていただくしかないと思うので。

城倉啓：１０月で良いですか。

三木由希子：結局、中間答申でどこまで書くかということで、民意の反映とかについて、こういう方向を目指した制度改革ですよみたいなことをまくらがきで書くのであれば、ある程度の議論を経て緩やかな合意というか緩

やかな共通認識のもとに、地方選挙についてはこうしましょうということになるんですよね。だから議論がゆっくりめの進行だとお聞きしているので、だとするとそこまで書ける状況で無いのだとすればそういうの無しに、案だけ出すという形にもなると思うので、そこは１０月の時点で少なくとも方角定められないと作業的に厳しいなとは思います。

城倉啓：９月の全体審議会で政党政治について話し合いを持ちますね。そこに持ち込むということも可能でしょうか。民意の反映というところや、地方選挙のことは地方で、いや国政で、その議論なんかも含めてすり合わせなければいけないことを少し前倒しで、９月の政党政治のところに入れ込んでくれと第３部門が言っているということはあり得ますか。

三木由希子：地方政治のことは地方でっていうのは第１部門の最終的な意見になる見通しで動いているんですか。それともそういう意見もあって一応それも含めて話し合っているということなんですか。

城倉啓：第１部門の委員の中で３人個別に同じような意見を聞いているという状況です。

三木由希子：個別に。

城倉啓：実務者会議の中で聞いたのと、それとは全然別のところで別の方から聞いたと。３名もおればなかなかな意見だなと思ったわけです。

三木由希子：部門間の調整となると、ちゃんと向こうでやっていただかないと全体会議でいきなりというのはそもそも調整になるんですかという問題があるんですよね。第１部門で議論されずにやってることが、いきなり全体会議で第１部門と第３部門の調整です、みたいなことができるんですかというのが疑問です。ですからそういう状態なのであればちゃんとやらなきゃいけない。で、第３部門の状況を見て、第１部門の方でそういう意見があるのに勝手に第３部門で決められたら困るということがあるのであれば、９月の時までに１度議論していただかないと、調整にならないんじゃないですか。

城倉啓：分りました。それは事務局の方で第１部門に言っておきます。第１部門としての意見は何ですか、と。

三木由希子：そもそもそれをやるかどうかちゃんと第１部門で議論されていないということですよね。やれっていう話ではなくて、そういうこともここでやったら良いかという話だったので第１部門の状況はどうですかと聞いただけで、別に第１部門の方でやれと私が言う必要は全く無いんですけれど、調整するのであれば少なくともそこである程度やれる状態になっていないと調整にも協議にもなりにくいというだけの話なので、優先順位がそこじゃないということであれば、とりあえず選挙の枠組みとしては示すと。ただ立法の手段としてはこちらは法律でやるべきだという前提で考えるけれども最終的に実施手段については一旦ペンディングにしても良いとは思いますけど。やり方は色々あると思います。やれと伝えるだけではないと思いますので。ただ、私も大山先生と基本的に同じ意見で、選管とか地方政治にその能力はないと私は思っているので、第３部門のまとめになると法律で変えましょうという議論になっていくんじゃないのかなと思います。

城倉啓：私が混乱させてすみませんが、第２部門と第３部門合同の問題だったですね。民意の反映というところにおいて。それを１０月に１個設けるという日程調整に入ってよろしいですか。

三木由希子：日程調整はこの前の代表者会議で合同会議はしましょうというところまでは確認しているんですよね。少なくとも。第２と第３で。違いましたっけ。

城倉啓：議事録には無いように私は思っているんですけれども。第１と第３が選挙管理委員会のことで合同するということは議事録に付していると思うんですが、議事録に第２と第３の合同は無い。どこかの時点で「第２と第３で民意の反映ということの定義の話し合いが必要だ」というのはあったと思うんですけれども、議事録には載せていないような状況なんです。ただ三木代表がおっしゃった記憶は正しいと思いますので、只野さんに確認してももちろん良いですけれども。話はありましたよね。

太田光征：いや、私は例のこないだの全体会議の記者会見ができなかった会議の時に、私が合同会議どうですか

と私自身が提案したんですけれども、しようということにはその時はならなかったですね。
城倉啓：共同代表者会議ではどうでした。
太田光征：出ませんでした。
三木由希子：私のメモだと民意の反映の部分についてはそちらでも議論になっていて、第３部門でその辺について議論の中で課題整理をした上で、そもそも一緒にやる接点があるか否かを見極めましょうという話になっているというようなメモですね。私のメモだと。
城倉啓：私の記憶なんですけれども、ある種その話はあったようにも思うのですが、只野代表がその時期について明言しなかったということが私の記憶ですね。
三木由希子：時期は明言していないって話もして、つまりこちらのとりまとめ次第では一緒にやった方が良いっていう、こちらの課題整理上何かあったら一緒にやった方が良いかもねという話をしたことですね。であるならば急いでスケジュールに入れる必要は無いかもしれないですね。
城倉啓：じゃあちょっと第２部門の方と相談してから、１０月にもしかしたら合同になるかもしれないという構えでよろしいですか。事務局の方でこれは引き取らせていただいて。
大山礼子：すみません。私その話全然関わって無いんですけれど、民意っていう場合にたぶん第２部門の方だと政権選択とか多数派形成とかいう話がどうしても出てくるんだと思うんですけど、あんまり地方議会は多数派形成にこだわらなくても良いので、だからそういう意味では向こうの課題になるのかなとも思います。
城倉啓：第２の方の課題と。
三木由希子：そうしたら一応中間のまとめをして、その中で第２部門と一緒に議論した方が良いかなということがあればやるっていうくらいにしておいた方が良いですね。分かりました。
城倉啓：確認ですが、９月に何をなすべきか。１つは都道府県議会の継続審議になっているところをもう１回続きをやる、集約して合意のとれるところを目指す。もう１つは今日やった市区町村議会選挙の改革案、具体案をきちっと煮詰める。それと首長選挙について議論を始める。それをもって中間答申の準備とするという理解でよろしいですか。首長選挙についても大山案を基にして話し合っていくという理解でよろしいですか。
大山礼子：すいません。都道府県はどうするんでしたっけ。
三木由希子：都道府県は首長選挙の議論をする時の前にやろうと思っているんですがどうですか。
大山礼子：今後の日程って決まっているのは８月でしたっけ。
城倉啓：今度は８月２３日の午後５時から６時４５分までです。
大山礼子：細かいですね。
城倉啓：そうなんです。７時で完全撤収という。国会閉会中はですね。国会が開会していればもう少し長く出来るんですけれども。それと９月は未定でございます。全体審議会の日程は９月１４日か１５日ですけれども、その後くらいで９月の第３部門の日程調整に入っていきたいと思っています。
　それとすいません。別の話ですが、桔川さんが８月に韓国に行かれるのだそうです。で、もし何か宿題があれば、調べて韓国行くのだったらソウル市長に会って、このくらい調べてこいなどということがあれば教えてください。桔川さん補足してください。
桔川純子：私がそんなに詳しくないということを前提としてこれだけは何かここで聞いてきた方が良いとかですね、そういう具体的なことがあれば、長期で行っているので聞いてこられます、くらいのことです。
城倉啓：事務局としては選挙管理委員会の実態ですよね。例えば中央集権がかえって進むのではないかということ等ですね。そういったもし韓国モデルをここで採用するのであれば、どういうようなことが予め論点としてあるのかということを、ホームページ情報以上の事を現地で調べていただきたいです。
三木由希子：そうするとどうすれば良いですかって感じなんですけれども、９月のスケジュールですよね。で、

全体会というのがありますけれども、それ以外に１日スケジュールを入れるという話ですよね。大山先生は何か差し支えがありそうですか。

大山礼子：８月のここに書いてある第１部門との合同の参政権の保障とローカルマニフェストなんですね。そうすると、９月は１、２、３はゼミ合宿です。あとは平日はパラパラにここが駄目ということはありますけれども、それはまた調整さんで。１４、１５以降ということですね。

城倉啓：はい。中旬から下旬にかけて「調整さん」で回します。

三木由希子：この場で候補日をもう挙げてしまって、その上で今日ご欠席の方の予定を聞いていただけますか。後半２０日の週からですね。

城倉啓：駄目な日を教えていただけますか。

三木由希子：私は月火が駄目です。

大山礼子：私は授業が水木金で水曜日は２時半まであるので、その後４時とかでしたら可能です。ただし２８日は駄目です。木曜日は午後２コマあるのでちょっと厳しいです。金曜日は２時くらいからだったら可能です。

城倉啓：２３日、３０日の２時くらいからが１番有力ですね。

三木由希子：３０日は５時半までですね。時間使えるのが。

城倉啓：では９月２３日の２時以降と、９月３０日の２時から５時半までで回していいですか。桔川さんはいかがですか。

桔川純子：金曜日は３時近くまで授業があります。３時半以降ならば。

城倉啓：ということは２３日の３時半以降か、３０日の３時半から５時半までというような理解でよろしいでしょうか。ではこれで「調整さん」を回します。ありがとうございました。

三木由希子：それでは本日はこれでよろしいでしょうか。皆様ありがとうございました。